

## 河川法20条又は裾野市普通河川条例第4条 河川承認工事申請添付書類

提出部数 2部(申請手数料無し)

申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者 裾野市長「村田 悠」を明記する。</li> <li>・申請者は発注者(注文者)と明記する。なお、直営で行う場合は、施工者を明記する。</li> <li>・必要に応じて、申請書余白に申請代理人は請負者または申請手続きを代行する行政書士等を明記できる。</li> <li>・河川の名称は、申請窓口にて確認の上名称を明記する。</li> <li>・工事箇所は、公図写しの地番を明記する。</li> <li>・工事の目的は、本申請理由を具体的かつ簡潔に明記する。</li> <li>・工事面積は、施工する申請面積を明記する。</li> <li>・工事物件の構造には、施工延長、面積、工種や構造物の種類等を記入する。</li> <li>・工事期間は、施工する期間を明確に記入する。</li> <li>・工事実施の方法は、「直営施工」または「請負施工」のいずれかを明記する。</li> <li>・復旧の方法は、「現状復旧」と明記する。</li> </ul>
案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2500程度の地図に申請箇所、方位を明示する。</li> <li>・申請箇所は赤囲い等で明確にする。</li> </ul>
平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工範囲を色枠等で明確にする。</li> <li>・施工箇所及び周辺の状況がわかるよう図上には地盤高や既設構造物の情報を明示する。</li> <li>・方位、縮尺を明示する。</li> <li>・施工延長、施工工種、数量を明示する。</li> </ul>
縦・横断図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請箇所の標準断面が分かるよう、地盤高や既設構造物を図上に明記する。</li> <li>・縦断図はブロック積擁壁、水路工、側溝工等、縦断方向の施工を行う場合は添付すること。</li> </ul>
構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺を明示すること。</li> <li>・施工する構造物の寸法、規格が明確にわかる構造図を添付する。</li> <li>・二次製品を使用する場合は、使用する製品の製品カタログの写しを添付する。</li> <li>・現場打ち構造物を施工する場合は、施工する構造物の構造図を添付する。</li> <li>・施工する構造物の製品規格並びに材料規格を旗揚げで明記する。</li> <li>・擁壁や側溝等、施工延長が長い構造物は展開図を作成することが望ましい。</li> </ul>
公図写	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局備付または市税務課が発行する図を使用すること。</li> <li>・字界で申請箇所の公図が切れてしまう場合はそれぞれの字の公図を添付する。</li> </ul>
設計書・仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料については、河川管理者と必要に応じて添付を指示し、または省略を認めることがある</li> </ul>
工事前の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請箇所の状況、周辺状況がわかる形で写真(2方向以上)を添付し、申請箇所を色枠で囲む。</li> </ul>
利害関係者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料については、河川管理者より必要に応じて添付を指示し、または省略を認めることがある</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工にあたって、路上にて交通規制を伴う工事を行う場合は、交通規制図並びに誘導員等の配置が分かる図面を別に添付する。</li> <li>・工事期間が長期に及ぶ場合は、必要に応じて工事工程が分かる資料の添付を求める場合がある。</li> </ul>

※申請前に事前相談をお願いします。

※承認工事にて施工された構造物は、工事完了後は河川管理者(裾野市)に帰属されます。

申請に関する問い合わせ先

裾野市建設部建設課 建設管理係

電話:055-995-1855

FAX:055-994-0272

メール:kanri@city.susono.shizuoka.jp